

川崎市立川崎病院ICU・CCU運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院ICU・CCU運営委員会（以下「委員会」という）の設置、運営等に関して、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 川崎市立病院におけるICU・CCUの安全管理と、集中治療室としての機能を発揮できる円滑な運営を推進するため、委員会を置く。

(所掌事務等)

第3条 委員会は次の各号に、掲げる所掌事務等を行う。

- (1) ICU・CCUの運営に関すること。
- (2) ICU・CCUの管理に関すること。
- (3) 病院長からの諮問事項等に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること

。

(組織の構成等)

第4条

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員長等」という）をもって組織する。
- 2 委員長は、病院長が任命する。
- 3 副委員長は委員会の推薦により病院長が任命する。
- 4 委員は、外科、心臓外科、脳神経外科、循環器内科及び救急科などより推薦された医師並びに病棟師長、臨床工学技士とする。
- 5 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときは委員長の職務を代理す

る。

(委員長等の任期)

第5条

- 1 委員長等の任期は、任命された日から1年とする。
- 2 委員長等の再任は防げない

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、議長は委員長が行う。

- 1 定例委員会は原則として年2回の開催とする。
- 2 必要な場合は、委員長の召集により臨時委員会を開催することができる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(報告)

第7条 委員長は委員会の議事内容を取りまとめ、病院長に報告するものとする。

(三役会での承認等)

第8条 委員長は委員会での調査審議結果を三役会に報告し、その承認を得るものとする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

この要綱は令和元年6月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に運営されている川崎市立川崎病院ICU・CCU運営委員会は、この要綱により運営されていたものとみなす。